

第 37 号議案

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例の件

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 11 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例

神戸市立図書館条例（昭和 25 年 10 月 条例第 206 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p>（名称及び位置）</p> <p>第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市立西 図書館</td><td><u>神戸市西区美賀多台</u> <u>1 丁目 1 番 1</u></td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立西 図書館	<u>神戸市西区美賀多台</u> <u>1 丁目 1 番 1</u>	<p>（名称及び位置）</p> <p>第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市立西 図書館</td><td><u>神戸市西区糀台 5 丁</u> <u>目 6 番地の 1</u></td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立西 図書館	<u>神戸市西区糀台 5 丁</u> <u>目 6 番地の 1</u>
名称	位置												
[略]	[略]												
神戸市立西 図書館	<u>神戸市西区美賀多台</u> <u>1 丁目 1 番 1</u>												
名称	位置												
[略]	[略]												
神戸市立西 図書館	<u>神戸市西区糀台 5 丁</u> <u>目 6 番地の 1</u>												

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、

公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の神戸市立図書館条例（以下この項において「新条例」という。）を施行するために必要な神戸市立西図書館に係る指定管理者の指定その他の準備行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。

理由

神戸市立西図書館を移転するに当たり、条例を改正する必要があるため。